

平成26年度 第1回 堺市歴史的風致維持向上計画協議会
議 事 録

1. 日 時 平成27年3月23日（月）10:00～11:30

2. 場 所 総合福祉会館 5階 第3研修室

3. 出席者

役職名	氏 名	所属	備考
会 長	増田 昇	大阪府立大学大学院 教授	出席
副会長	宗田 好史	京都府立大学 教授	出席
委 員	小浦 久子	大阪大学大学院 准教授	出席
委 員	橋爪 紳也	大阪府立大学 特別教授	欠席
委 員	荒井 大作	大阪府教育委員会 文化財保護課長	出席
委 員	田村 恒一	堺市 副市長（建築都市局担任）	出席
委 員	狭間 恵三子	堺市 副市長（文化観光局担任）	欠席

堺 市

文化観光局 局長 笠谷 実
 建築都市局 局長 島田 憲明
 文化観光局 文化部 部長 河村 直樹
 文化観光局 世界文化遺産推進室 室長 宮前 誠
 建築都市局 都市計画部長 坂元 肇
 文化観光局 観光部長 藤原 和啓

事務局

文化観光局 文化部 文化財課 課長 野田 芳正
 文化観光局 文化部 文化財課 主幹 小林 初恵
 文化観光局 文化部 文化財課 永井 正浩
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 室長 休場 理夫
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主幹 室谷 直樹
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 鳥居 有理子

傍聴 2名

4. 案件

- (1) 役員を選出
- (2) 平成26年度堺市歴史的風致維持向上協議会予算案および決算見込み案について
- (3) 堺市歴史的風致維持向上計画に関する経過および進行管理
- (4) 平成25年度および平成26年度事業の進捗について
- (5) 今後の取組みについて

5. 配布資料

- 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 議事次第
- 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 委員名簿
- 堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員 配席図

資料1 平成26年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会 収支予算書(案)

資料2 平成26年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会 収支決算見込み(案)

資料3 堺市歴史的風致維持向上計画に関する経過および進行管理

資料4 重点区域における平成25年度および平成26年度事業概要

資料5 進行管理総括表(平成25年度及び平成26年度事業)

資料6 重点区域における平成27年度事業について

資料7 堺市歴史的風致維持向上計画スケジュール

参考資料1 堺市歴史的風致維持向上協議会規約

参考資料2 平成26年度進行管理・評価シート

6. 議事

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第1回堺市歴史的風致維持向上協議会を開催いたします。私は、本日の進行を務めます、文化財課の小林と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。まず初めに開会に先立ち、ご出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。

正面向かって右側前より、大阪大学大学院准教授の小浦委員でございます。

大阪府立大学大学院教授 増田委員でございます。

京都府立大学教授 宗田委員でございます。

大阪府教育委員会文化財保護課長 荒井委員でございます。

堺市副市長 田村委員でございます。

なお、大阪府立大学特別教授 橋爪委員、堺市副市長 狭間委員は、本日所用のため欠席されております。また、本日もご出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

本日の会議は「堺市歴史的風致維持向上協議会の傍聴に関する規定」に基づき公開としております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ写真撮影、録音などおこないますのでご了承ください。また、携帯電話につきましては電源を切るかマナーモード設定をいただきますようお願いいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。

文化観光局長の笠谷でございます。

建築都市局長の島田でございます。

観光部長の藤原でございます。

文化部長の河村でございます。

世界遺産推進室長の宮前でございます。

都市計画部長の坂元でございます。

文化財課長の野田でございます。

都市景観室長の休場でございます。

次に資料確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

議事次第

堺市歴史的風致維持向上協議会 委員名簿

堺市歴史的風致維持向上協議会委員 配席図

資料1 平成26年度堺市歴史的風致維持向上協議会 収支予算書(案)

資料2 平成26年度 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 収支決算見込書(案)

資料3 堺市歴史的風致維持向上計画に関する経過及び進行管理

資料4 堺市歴史的風致維持向上計画重点区域における平成25年度および平成26年度事業概要

資料5 進行管理総括表(平成25年度及び平成26年度)

資料6 堺市歴史的風致維持向上計画重点区域における平成27年度事業

資料7 堺市歴史的風致維持向上計画スケジュール

参考資料として、堺市歴史的風致維持向上協議会規約と、「平成25年度 平成26年度進行管理・評価シート」を添付しております。また、4月3日から行われます堺市文化財特別公開のパフレットを添付しておりますのでご覧ください。以上、資料の不足等ございませんでしょうか。

本日は、堺市歴史的風致維持向上協議会として初めての開催でございます。これまで計画を作成し、平成25年11月に国の認定を頂きました。当協議会は計画の実施にあたっての進行管理とともに、計画の変更が生じた際の調整を目的としています。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、役員を選出にあたりまして、会長、副会長、並びに監事を選出をお願いしたいと存じます。つきましては、事務局より、役員選出のための議事進行役を指名させていただきます。恐れ入りますが、本計画策定時の歴史的風致維持向上計画協議会におきまして会長でした田村委員をお願いいたします。

田村委員

只今、ご指名をいただきました田村でございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。前の計画協議会の会長でしたが、それよりも面白い規定がありまして、地方自治法に市議会議長を選出する際に、仮の議長役が必要なのですが、最年長の議員が行うことを107条に決められています。恐らくそういうことで指名されたんじゃないかと思えます。

それでは、会長、副会長、監事を選出につきまして、お諮りいたします。

本件につきましては、堺市歴史的風致維持向上協議会規約第6条により、委員の互選によることとなっております。

会長・副会長・監事を選出について、どなたかご意見ございませんか。

田村委員

小浦委員、どうぞ。

小浦委員

会長につきましては計画協議会において副会長をお務め頂いた増田先生に、副会長は宗田先生にお願いしてはいかがでしょうか。また、監事については、計画協議会から引き続き荒井委員にお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

田村委員

只今小浦委員から、会長に増田委員、副会長に宗田委員、監事は荒井委員にというご推薦がございました。他にご意見ございませんか。

特にご意見がないようです。それでは、増田委員に会長、宗田委員に副会長を、幹事に荒井委員にお願いすることに、ご異議ございませんか。

ありがとうございます。ご異議ないようですので、増田委員に会長を、宗田委員に副会長を、荒井委員に監事をお願いしたいと思います。それでは、これをもちまして、以後の議事進行を増田会長にお願いしたいと思います。ありがとうございます。

事務局

それでは、増田会長、会議の進行よろしくお願いいいたします。

増田会長

皆様のご推挙によりまして、会長という大任を引き受けさせていただきました増田でございます。よろしくお願いいいたします。さきほども事務局の方から説明のありました、この協議会の目的というのは、昨年度に作成しました、歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく、歴史的風致維持公共計画の変更に関する協議、および実施にかかわる連絡調整が目的ということですので、少し長期に及びますが皆様の忌憚のない意見をいただき、進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

副会長の宗田先生よろしくお願いいいたします。また、荒井委員には幹事という役、よろしくお願いいいたします。

早速ですが議事に入りたいと思います。本日の議事は3つあるようですが、まず最初に、「議事（2）平成26年度堺市歴史的風致維持向上協議会予算案および決算見込み案」について、説明をお願いいいたします。

事務局

野田でございます。よろしくお願いいいたします。

資料1をご覧ください。平成26年度の協議会開催に必要な予算として、謝礼金等、25万4千円を計上しております。詳細につきましては、予算書（案）をご確認ください。また、資料2のとおり、本委員会開催のための経費4万2千783円を計上し、決算見込みとしております。以上です。

増田会長

ありがとうございます。只今ご説明いただきました予算案と決算見込み案について、何かご

質問やご意見ございますでしょうか。

原案通り承認いただくということでよろしいでしょうか。

一同

異議なし

ありがとうございます。異議なしという回答ですので、原案通りお認めいただいたということでございます。

それでは、『議事（３）堺市歴史的風致維持向上計画に関する経過及び進行管理』、『議事（４）平成２５年度及び２６年度事業の進捗について』、並びに『議事（５）今後の取組みについて』はいずれも関連しておりますので、まずは一括で事務局よりご説明いただいた後、順次意見交換をまいりますので、よろしくお願いたします。

事務局

都市景観室の休場と申します。よろしくお願いたします。当計画の認定後からの経過及び進行管理について、ご説明します。お手元の資料は、資料３です。前のスクリーンをご参照ください。

これまでの経過でございますが、平成２５年１１月に国の認定を得まして、その後、平成２６年５月８日に、計画の実施にあたって、庁内連携のもと、推進体制を強化するために、堺市歴史的風致維持向上計画推進会議を立ち上げ、昨年７月と今年２月の推進会議を経て、進捗状況及び来年度の取組みについて庁内調整を図り、今回まとめましたので、本日の協議会でご報告し、ご意見をいただきたいと考えています。

その後、「進行管理・評価シート」について、国へ提出してまいります。

また、進行管理については、①から⑤までの項目ごとに毎年度「進捗評価」を行い、３年ごとに「総括評価」を行う必要があり、総括評価につきましては平成２８年度の実施となります。

続きまして、議事（４）の「平成２５年度および平成２６年度事業の進捗」について、ご説明いたします。前のスクリーンをご参照ください。

当計画におきましては、重点区域として位置付ける環濠都市区域の事業概要です。こちらは同じく重点区域として位置付ける百舌鳥古墳群周辺区域の事業概要となります。

お手元の資料４をご覧ください。それぞれの区域において歴史的風致の維持向上に資する事業を表のとおり整理しています。左上に記載の基本方針にそって推進していくこととしております。なお、その他にも、全市域に関連するソフト事業について、当計画に位置付けています。

具体的には、資料５の進行管理総括表をご覧ください。５つの項目ごとに整理しています。

- ①組織体制について、
- ②重点区域における良好な景観を形成する施策について、
- ③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項、
- ④文化財の保存または活用に関する事項、
- ⑤効果・影響等に関する報道について でございます。

資料５－①②（Ａ３の資料）と前のスクリーンをご参照ください。

まず、「①組織体制」についてでございます。歴史的風致維持向上計画の円滑な推進に向けた組織体制に関する取組みとしまして、平成25年11月に国の認定を頂いた後、スクリーンでは画面右側のとおり「堺市歴史的風致維持向上協議会」を設置するとともに、庁内には「堺市歴史的風致維持向上計画推進会議」を立ち上げ、推進体制を強化したこと、さらに、推進会議を通じて、円滑な進行管理・評価を実施した旨を記載しております。

次に「②の重点区域における良好な景観を形成する施策」についてでございます。堺市歴史的風致維持向上計画において、「都市計画・景観計画等との連携、並びに屋外広告物法に基づく施策」との連携といたしまして、世界文化遺産登録をめざしている「百舌鳥古墳群及び周辺区域」では、古墳のあるまちとして相応しい景観づくりをめざし、都市計画の高度地区を活用し、建築物の高さに関する制限案を、景観地区を活用し、建築物の色彩などの形態意匠に関する制限案を、また、屋外広告物許可基準等の見直しをおこない、土地利用に応じた制限案を作成し、地元説明会をはじめ、都市計画審議会、景観審議会、屋外広告物審議会への報告など、平成28年1月からの施行に向けて進めてまいりました。

また、「環濠都市区域」については、歴史文化を活かしたまちづくりとして、町家が多く残る北部地区を中心に、まちなみ再生事業に取り組んでおり、歴史的なまちなみの再生に向けたルールづくりを進めております。具体的には、地域住民へのアンケートの実施、地域の方々が中心となった町なみ再生協議会や分科会での話し合いやまち歩きなどを重ね、今年度内の完成に向けて「まちなみガイドライン」を作成しているところです。

つづきまして、資料-5③、P1をご覧ください。「③の歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」ですが、歴史的風致維持向上計画の4つの基本方針ごとに整理していません。

それでは、主な事業についてご説明いたします。資料と前のスクリーンをご参照ください。

まず、基本方針①にもとづく、「(1)歴史的風致を形成している建造物の整備と管理」としまして、モズ①の「百舌鳥古墳群整備事業」を行っております。進捗状況としまして、平成26年1月から「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を5回開催し、『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』を平成26年度内に策定する予定です。

次に、環①の「歴史的建造物保存修理事業」についてですが、山口家住宅や清学院とともに、堺環濠都市を代表する歴史的建造物である「鉄砲鍛冶屋敷」の保存に向けた整備方針などについて、所有者と継続的に協議を行っているところでございます。あわせて、平成26年度は、鉄砲鍛冶屋敷が所蔵する鉄砲関係等の歴史資料の概要把握調査を実施しています。

つづきまして、基本方針②にもとづく、「(2)歴史と伝統を反映した人々の活動の支援」としまして、モズ③の「市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み」についてですが、「シンポジウムや講演会の開催」、「仁徳天皇陵古墳周辺の清掃活動について、プレスリリースや堺市ホームページへの情報の掲載」などに取り組んでいます。スクリーンの左の写真は、産業振興センターで行った世界遺産講演会の様子で、右は、仁徳天皇陵古墳周辺の市民による清掃活動の様子です。

次に、全①の「堺市地域文化遺産活用活性化事業」についてです。伝統文化の保存伝承団体等で構成される「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」が、地域文化遺産の保存伝承を目的に事業を実施しております。具体的には、「地域の文化遺産普及啓発事業」・「文化遺産継承事業」・

「地域の文化遺産記録作成・調査研究事業」でございます。その中の、記録作成事業のうち、神輿渡御祭記録作成・調査研究事業は、環濠都市区域に古くから伝わる伝統的な活動である「神輿渡御祭」について、その歴史的経緯や、現在の活動の実態の記録を作成し、今後の保存伝承に繋げることをめざし、関西大学と連携し、平成26年度は神輿渡御祭をはじめとする住吉祭の記録、写真撮影を実施し、概要報告を作成しております。スクリーンはそのときの取材の様子です。

次に、全②の「ボランティアガイドの育成・支援」につきましては、堺観光ホスピタリティ・ガイド養成講座や、基本研修のほか、外国人への対応も踏まえ、語学研修などの特別研修にも取り組んでおります。

そのほか、全③④⑤の、補助事業による「地場産業の振興」や「伝統産業後継者の育成」、また、伝統産業への理解、技能の継承・発展に向けた、「堺市ものづくりマイスター制度」などを継続的に取り組んでいます。スクリーン左の写真は、地場産品の販路開拓に向けたイベントの様子で、右側は、ものづくりマイスターが小学校に出向き、刃物講座を行っている様子です。

つづきまして、資料5-③ P2をご覧ください。基本方針③にもとづく、「(3)歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上」としまして、資料中段の環②の「まちなみ再生事業」についてご説明します。先ほどの景観施策でも説明しましたが、平成25年度より、地域の方々と一緒に、堺環濠都市北部地区の歴史的なまちなみの再生について考えていこうということで、「歴史的なまちなみ勉強会」を計5回実施し、平成26年度には、地域の方々が中心となった「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」が設立されました。その後、この地区のルールとなる「まちなみガイドライン」づくりを、町なみ再生協議会や分科会、また、ワークショップなどを通じて進めているところです。スクリーンの写真は、歴史的まちなみ勉強会の様子です。

次に、環③の「ザビエル公園の再整備事業」についてですが、埋蔵文化財発掘調査に基づき、旧紀州街道や、中世における海岸線の遺構を活用し、歴史を感じることができるような公園の再整備に向けて、基本計画を作成し、設計に着手しております。スクリーンは、ザビエル公園内での試掘調査の様子です。写真は、中世の道路跡の状況です。

つづきまして、資料5-③ P3をご覧ください。基本方針④にもとづく、「(4)その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項」としまして、資料中段のモズ⑧の「百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備」についてご説明します。進捗状況としまして、旧大阪女子大学跡地に残る既存校舎の解体工事に着手するとともに、ガイダンス施設の基本計画を検討しているところです。また、百舌鳥古墳群の価値を理解し、関心を深めていただくために、施設整備までの暫定的な措置として、平成26年3月に、堺市博物館内に百舌鳥古墳群ガイダンスコーナーを設置しており、これまで、多くの方々にご来場いただいております。ス

クリーンの左の写真が、ガイダンスコーナーのシアターの様子です。バーチャルリアリティを活用した、約200インチの大型スクリーンを有するシアターで、百舌鳥古墳群の雄大さを体感していただくことができます。

なお、基本計画の検討にあたり、施設規模や機能等について更なる検討が必要となったため、事業期間を平成31年度までに延長することとしております。このことにより、進捗評価としては「計画通りに進捗していない」としております。

次に、環⑩の「文化観光拠点整備事業」についてです。堺が生んだ茶聖・千利休と歌人・与

謝野晶子をテーマとした展示室や茶の湯体験施設、観光案内展示室を備えた、文化・観光ネットワークの拠点「さかい利品の杜」が、今月3月20日にオープンしました。当事業では、施設周辺道路の無電柱化や道路整備などもあわせて実施しております。

また、資料では2つ上の環③の「コミュニティーサイクルポート整備事業」になりますが、「さかい利品の杜」の内にラック式無人サイクルポートを15基設置しています。なお、さかいコミュニティサイクルの利用につきましては、年々増加しており、平成25年度には、その「延べ出庫台数」が約12万4千台となっています。

最後に、資料の一番下の、全⑦の「学校教育の場での茶の湯体験（堺・スタンダード事業）」について説明します。平成25年度は、全小学校、および中学校32校で茶の湯体験を実施しており、平成26年度も、継続的に実施しています。なお、平成26年度については、今年度の末の集計がまとまり次第、資料に反映していきます。

資料3、資料4、資料5-①②及び資料5-③の「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」の説明は以上です。つづきまして、資料5-④「文化財の保存又は活用に関する事項」から、文化財課より説明いたします。

事務局

資料5-④をご覧ください。文化財の保存又は活用に関する事項です。

文化財調査、指定、保存管理計画の策定については、平成25年11月の堺市指定無形民俗文化財への「石津太神社のやっさいほっさい」の指定を記載するほか、現在進めております「国史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」の策定を記載したいと考えております。

次に、文化財の修理事業、周辺環境の整備事業、並びに文化財に関する普及・啓発の取組み等については、資料5-③で説明した文化財に関する取組みと重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に資料5-⑤をご覧ください。⑤効果・影響等に関する報道について、当計画に係る事業に関する新聞記事を一覧として記載しています。表の左に記載のとおり、認定、環濠都市区域、百舌鳥、その他景観・文化財の関連、そして市からの広報ごとに整理しています。

特に環濠都市の関連については、文化観光拠点や伝統産業が多く取り上げられており、特に堺の刃物については、No10の「堺と包丁1400年の歴史」、No17の「職人の町 堺」において、テレビにも大きくとりあげて頂いています。そのほかにも、No12に記載している「茶の湯体験心豊かに」では、「市内小中学校での茶の湯体験」についてご紹介頂いています。

また、百舌鳥の関連については、世界文化遺産登録に向けた百舌鳥における取組みなどが多く取り上げられており、とりわけNo19・20の百舌鳥古墳群シアターは、ガイダンス施設の暫定施設ではありますが、好評を博しています。さらに、No18の「愛される仁徳さん住民清掃続け8年」といった当計画と関連する地域住民の活動なども取り上げられています。

平成25年度及び平成26年度の事業進捗に関する説明は以上となります。

次に、議事(5)の今後の取組みについて、説明いたします。資料6をご覧ください。

平成27年度の事業としては、環濠で9事業、百舌鳥で8事業、その他市域全域で7事業、計24の事業に取り組んでいきたいと考えております。これら事業のうち、特に新たな動きがあるものなどについてご紹介します。

資料左上の「歴史的建造物保存修理事業」についてですが、現在、井上家住宅、通称「鉄砲鍛冶屋敷」において所蔵される歴史資料の調査を進めています。堺の鉄砲生産の歴史だけでなく、江戸時代を通しての環濠内の歴史を知る上で一級品と呼べるほど大変貴重な資料をかなりの数で確認しております。来年度より、これら資料について詳しく調べていく予定としております。

次に、2つ目の「まちなみ再生事業」です。これまでの協議会活動への支援に加え、来年度より、修景助成制度の運用を開始したいと考えております。昨年末に協議会においてアンケート調査をおこない、条件付きも含め修景の実施について前向きな回答も多く頂いており、来年度以降の事業展開に繋げていきたいと思っております。

また、その下になりますが、「ザビエル公園再整備事業」については、今年度の試掘調査により、中世の海岸線の位置が概ね確認できたことから、これら遺構を活用した歴史を感じられる公園としての再整備に向け、来年度は基本設計を実施していきます。

中段に記載している「阪堺線停留場美装化事業」については、その下に記載の文化観光拠点「堺利晶の杜」の最寄り駅である宿院停留場につき、大規模改修を予定しています。バリアフリー法にも対応したものとし、潮湯を意識したデザインを取り入れる予定です。

資料右の百舌鳥における取組みに移ります。

一つ目の「百舌鳥古墳群整備事業」です。今年度に保存管理計画を策定し、来年度は寺山南山古墳の整備の準備を進めるとともに、収塚古墳の発掘調査を実施してまいります。

さらに、その下になりますが、ガイダンス施設については来年度基本設計に着手するほか、進入路の整備や解体工事などの準備を進め、平成31年度の竣工、開設をめざしてまいります。

以上ご説明したように、平成25年度の認定以降、歴史的風致の維持向上に向け、様々な取組みを進めてまいりました。まだ取組みを始めたばかりの段階ですので、とりわけの効果をお示しすることはできませんが、推進会議を立ち上げ、部局間において活発な意見交換をおこなうなど、着実に庁内連携が強化されています。

そのような中、本計画とは別に環濠内の橋梁についても、昔ながらの形状を生かして修繕するなど、本計画の取組みが少しずつ広がりをみせておりますので、今後もさらに広がりを持つよう、取り組んでまいります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。資料7をご覧ください。資料真中やや右になりますが、本日3月23日の協議会を白抜きで示しております。年度末にかけての最終的な進捗について時点修正をおこない、進行管理・評価シートに反映したうえで、5月下旬までに国へ最終提出するとともに、堺市ホームページにおいて公表していきたいと考えております。説明は以上です。

増田会長

どうもありがとうございました。議事3、4、5一括でご説明いただきました。どこからでも結構ですが、少し、委員の皆様にご意見をまとめていただいている間に、今日ご欠席の橋爪委員から事前に意見を聞いているということですので、少し時間の関係もございまして、ご紹介を先行してお願いできたらと思いますけど、よろしいですか。

事務局

それでは事務局の方から橋爪委員の意見を、ご紹介させていただきたいと思います。

それに先立ちまして、先ほど資料の方に、若干の番号の間違がありましたので、お手元の資料の修正をお願いいたします。資料5の進行管理総括表の部分であります。A4の1枚ものが鏡としてついております。組織体制、資料3-①、②となっておりますが、以降、資料3の部分につきまして資料5ということで、お手元の資料の訂正の方をお願いできますでしょうか。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

それでは橋爪委員からいただいておりますご意見をご紹介したいと思います。

歴まちの意義について、市民にひろく伝えるシンポジウムや国際フォーラムなどの開催を、事業として検討されてはいかがでしょうか。

2点目、百舌鳥では、世界遺産登録に向けて市民の機運を高めることが肝要であり、そのための情報発信を加速させるように。

3点目、まちなみ整備では、歴史的市街地における空き家対策事業が各地で重要な取り組みとなっている。歴史的風致との連動をふまえながら、古い建物を利活用する活動について、サポートする仕組みが必要ではなかろうか。

といったご意見を頂戴しております。それでは引き続きまして増田会長よろしく願いいたします。

増田会長

ありがとうございました。今、橋爪委員からのご意見を紹介いただきました。どこからでも結構ですけれども、まず、資料6、7は今後ですので、まずはその前の段階の3、4、経過及び進行管理と、平成25、26年度の事業進捗である議事3、4のところからまずお気づきの点がありましたら、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

今、橋爪委員からは、歴まちにかかわるシンポジウムあるいは、国際的な交流とかして、もっと市民に広くアピールすればということが出ていたかと、何かお気づきの点などございますでしょうか。それでは小浦委員からどうぞ。

小浦委員

質問でもよいですか。多分、歴史的風致とか、歴まちの事業というのは、単にハードの部分だけではなくて、むしろさっきご説明のあった、職人さんの話であったりとか、技術の継承であるとか、あるいはお祭りとか、そういった歴史的資産を活かした、歴史的資産と連動した形での、そういった部分、いわゆる無形の部分、そこを大事にしていくとか、そこに一定投資できていくっていうようなところが、そんなところが一つの特徴であると思いますが、そういった意味で、歴史的町なみの保全であったりとか、修景とか、そのあたりの効果について、もうちょっとご説明いただければ。

つまり、子どもたちへの体験だったりとか出てたんですが、職人さん本人の技術継承だったりとか、お祭りの記録は出てたんですけども、お祭りそのものの継承における効果や活用など、そのあたりがあれば教えてください。

増田会長

いかがでしょうか。例えば、職人さんの意識とか。

小浦委員

そうです、そういうことをすることによって、どういったことが起こっているかなど。

事務局

少し説明をさせていただきます。

今しがた、小浦委員の方からお祭りの継承や、技術の継承でどのような効果があるかというご質問あったということかと思うんですが、具体的には、神輿渡御祭につきましては、近年、関西大学さんとの連携をもちまして、堺方の部分につきましては大和川を渡って、堺の担ぎ手につきましては関西大学の学生さんとともに担いで、堺までお神輿を持って来ていただくという取り組みが始まっておりまして、町全体で神輿渡御祭について、一緒に担いで盛り上げていくことをやっております。それがひとつ効果としてみられてくるのではなかろうかと思っております。

それから技術的な継承につきましては、継続的としての取り組みになってまいります。マスター制度というものを利用して、職人さん達の技術を子供たちの前で実際に披露するというような、ものづくり支援課の取り組みもございますので、実際に子供たちが学習を通じて見ることによって、伝統産業について触れ合う機会というものを、継続した取り組みということではなかろうかと考えております。

小浦委員

つまり記録していくというようなことを進める中で、関西大学の学生さんとも一緒に、お神輿のルートというか、堺まで運ぶということを再生するということが動き出している、そういう理解でいいんですよね。わかりました。

宗田副会長

むしろ今後の取り組みに関わることもかもしれませんが、この歴まちをどう理解するか。

先ほどこの枠組みを重視して、今後ますます発展させていきたいという、橋のデザインの話がされた後におっしゃっていたんですが、そもそも文化財とまちづくり、都市計画、観光が手をつなぐというのが、この事業の大きなところなんですが。

世界遺産の関係でお話をしますと、2013年にユネスコが歴史都市景観に対する勧告を出しております。その後、今年度、2月の終わりから3月にイタリアのマントヴァで開かれていた会議に呼ばれて行ったんですが、いわゆる歴史都市景観に対する取り組みに関して、この15年間に非常に議論がずいぶん進んでいまして、その簡単なお報告なんですが。

世界文化遺産に登録される歴史都市は、昔は戦災を受けなくて良く残っている、ヴェネツィアとかフィレンツィエのような町が登録されていたんですが、最近では戦災を受けた町、ワルシャワの歴史的市街地、あれは完全に復興ですよ。今は戦災を受けて長期的に復興した町、あるいは工業都市や産業都市になってしまっても、町がズタズタになったようなものが、登録さ

れる。それは、短期に復元するのではない、長期的に歴史的都市をどう創っていくかという、かなり未来に対する手法がはっきりしているんですね。

そのことでいうと、そもそも文化財行政も世界的なシフトというのが、たとえば点の文化財が線になり面になりってのもそうですが、ハードからソフトに移っている。

それから指定から選定、登録までがありますが、トップダウン型からボトムアップ型になっていき、中央集権型から地方分権化が進んでいる。だから専門家の手から市民に移っていく。

これは、大阪府にご参画いただいているウィレム ウィレムスさんが百舌鳥古市の世界文化遺産登録に際してお話しいただいていることをなぞっているだけなぞっているだけなんですけど、第一人者のウェルムさんがちゃんとお話になっているんですね。

その流れを受けて、今言ったような、壊されてしまった歴史的都市をどう復元するか、まさに堺のことなんですけど、取組をしまして3つあります。

一つはパブリックスペース、公共空間をどうデザインしていくか。

二つ目は、その都市が持っている歴史文化商品とか、歴史文化産業というものをどう生みだしていくか。

三番目が、歴史都市を支える市民をどう育てていくか。それが堺市がいうシビックプライドと全く一致すると思います。

詳しく説明させていただきますと、公共空間に関しては、まず文化財建造物とか文化財に観光客も市民も直接触れる機会は意外に少ない。博物館に行くとか、古い建物、町家には入れない。ところがパブリックスペースは誰でも行けるところだから、そこをどう歴史風にちゃんと整備するかっていうことの方が、偽物の歴史をつくる必要はないのですが、十分歴史を深く理解した上での、たとえば歩道のデザインをどうするか、広告物をどうするか、照明をどうするか、それから増田先生がご専門ですが、植栽に関しても歴史的な根拠にもとづいてつくっていく。また、橋のデザインもそうですが、町の中央の広場とか公園のつくり方ひとつにしても、近代造園学の常識で作った公園整備よりも、歴史的な経緯あるいは地域の自然環境とかに戻って議論してはどうかと丁寧に話している。だから、百舌鳥古市古墳群の周辺に関しても、住宅地と隣接している部分に関してどうデザインしていけば、百舌鳥古市が。それも展示施設で見せるだけではなく、パブリックスペースですから、古墳のまわりを歩いてもらった時にどう感じれるかということ非常に丁寧に計画をしまして、私のマントヴァの事例もそうですが、ドイツの町とかフランスの町とか、昔から保存を一生懸命やっておりますボローニャとかですとかモデラというような町が、今パブリックスペースに注目をして、従来の保存方法をどう発展させるかといった最新の情報を聞いてきたんですが、そういう取り組みがあります。

2番目の文化商品という言い方は、そのまち、歴史都市で作られているもの。昔は伝統産業、伝統だから尊いという言い方をした訳ですが、正しく深く歴史文化を理解するのであれば、もっとクリエイティブな商品が生まれてくるのではないかと。堺の場合では、刃物であったり、お香であったりするわけですが、それが堺の本来の歴史文化を理解するのであったら、世界的にやっぱりヒットするもの。だから伝統産業を守るといってらえ方ではなくて、どう堺の良さをアピールできるような商品になってくるのかということに支援をしようといったことですね。これも同じ考え方で、一般の方はバチカン美術館の美術品を持って帰ることは出来ないけれど、ローマの町、フィレンチェの町中で売っている商品はお買い求めいただいて、そのまま持ち帰

って楽しんでいただいて、その商品を通じて伝わる、理解するといった歴史文化もあるでしょう、ここにその地域の文化の特質があるということです。

3番目の市民参加、担い手をどう作るかということなんですが、お祭りということはとても大事。お祭りということはフィレンチェの世界遺産の保存管理計画に書いてあるんですが、継承することよりも継承する人を作ることが重要。だから若い人に参加してもらうのはいいんだけど、フィレンチェの子どもだけである必要はない。ただ、そのお祭りに参加したら、フィレンチェのことがもっともっと好きになる、将来そのお祭りを支えてくれる。人をつくることに意味があるから、観光客に見せるためのショーではあってはいけない。その参加した人たちが深く理解して、そのお祭りに参加することで、このまちではハードとソフトが一体化していく。そこに私たちが受け継いでいく。そういう一連の公共空間、それから文化産業、文化商品、そして担い手を作るという枠組み。

考えてみると、これが歴まちの精神そのものでして、まあそういった意味で、大きな流れになっている。だからこれから歴まちの進め方と言った時に、大きなフレームをですね、捉えなおして、もう一度塚らしい、大きな町からもいろいろな取り組みが出来るような枠組みをご検討いただければ、今後ますます発展していこうと思います。

増田会長

ありがとうございます。今はこれからの進め方の基軸になるようなご発言をいただきましたが、他いかがでしょうか。

たぶん景観計画でも、公共空間のデザインのあり方みたいな話も書き込まれていまして、緑化の関わり方などにも書かれますから、その中で一体どんなデザイン規範を構築していくのか。何も古いやつを模倣するという話ではなくて、読み替えてどのようなデザイン規範を設けると。先ほどありました道路整備であろうと、公園整備であろうと、広場整備であろうと、それを皆が全庁挙げて大事にするみたいなそういう機運をしないと、事業が違くと、必ず違ったことをしたいといったことがよく出るんですけど、まず踏襲しましょうという認識がどれ位獲得できるかというあたりも非常に重要な視点になってくるのかなと。

特にこれも今日も議論の中に出ている阪堺線の駅舎の問題やとか、大道筋の修景とか緑化の問題やとか、このあたりちょうど、第一番目のきっかけづくりとしていったいどう考えていくのかというあたりは、今のご発言をいただくと、十分議論して展開していく。中々、大道筋ちょっとスケールの広すぎて、あの空間どう分節するのかみたいな話も、本当は真ん中に少し高木の緑化なんかが出来るといいんですけど、架線の問題もあって中々しにくいんですが、その時の植栽帯の手掛かりをどう考えていくのか。

特に植栽でいうと、この中にも出てきますが、妙國寺のソテツ等、古くから、ようするに堺というのは、南方の特殊木を導入した歴史があって、まあ庭園の中にも、それがフェニクス通りに反映されていたり、旧の市役所の前は、アメリカデイゴが赤い花をつけた記憶があるんですが、まあ特殊木の導入を古くからやってきた都市かなあとありますが、そのあたりもどうデザイン規範の中に組み入れていくのかみたいなことも考える必要があるのかなという話ですね。

宗田先生

先生、規範というとても大事なことをおっしゃって、実はその会議で私が発表したのは京都のデザインガイドラインの話なんですが、「みやこのみちデザインガイドライン」とか「みやこの照明デザインガイドライン」いくつかここ2～3年の間で作りました。

歩道もそうですし、街路灯、植栽、樹木の剪定に関しては「緑のマスタープラン」をはじめいろいろあるんですけど。バス停も統一されている、放置自転車撤去看板というのも統一されている。その種の公共空間で目に付くもの、プラスそこに屋外広告物規制が入っている。

その色の規制があるんで、基本規範というものに価値があった上で、公共空間全体の、道、照明、植栽空間、バス停などがセットになっている。そろそろそういうものを作って改善すると、かなり目に見えて良くなっていくということなんですね。

増田会長

たぶん皆が変わった姿が見えていくと、皆が協力をして同一の方向性に向けるんですよ。中々姿が見えないと、中々つながっていかないという部分があるんだと思います。

もう1点大事な話なんですが、文化商品という話の中で、この歴まちなんかも、堺の商工会議所との連携やとか、市内企業への出前講座とかですとか、そのあたりは何か戦略があるとか、あるいは、去年企業連携とか企業研修とか何か実績あるのでしょうかね。あるいはこれからどう考えていくかみたいな。

事務局

企業連携ということで、増田会長からご質問ございましたけれども。

堺市の方では生涯学習課の方で「出前講座」というような講座がございまして、文化財課の方も「堺の文化財」、歴史を知るという幅広いところで講座を持っておりまして、毎年ロータリークラブさんでの総会の時等にお声掛けいただきまして、企業さんへの堺の歴史文化の部分についてご説明させていただく機会を設けていただいておりますので、そういったところで、堺の企業さん、そういったところにも堺の歴史文化を知っていただくような取り組みのひとつになっていくのではなかろうかなという風に、常日頃考えているところでございます。

増田会長

シビックプライドというのは、市民だけではなくて、企業にとっても、堺というこういうところで操業しているということが、ある一定企業ブランドになるという、そんな認識で展開していただければ非常にいいのかなと思いますけれどもね。

小浦委員

宗田先生のお話の補足でもなくて、つながりをちょっとだと思えますけれども。

堺ってすごい歴史が長くて、文化財もすごくたくさんあって、そういう中で、保存するという概念が強いと思うんですね。文化財に対して。それは指定されている文化財を守るということはすごく重要なことで、同時にその文化財のある環境をどのように、語弊があるかもしれませんが、作っていくというところが大事になってくるんだと思うんですね。特に大都市、大き

な都市ですので、変わらないことは無いわけですし、古い町家に戻れということでもなくて、次の歴史を作っていけるような、文化財そのものは守らないといけないけれど、今、3つおっしゃられました、パブリックスペースであったり、文化商標とか市民は良い変わり方をしていくとか、良い歴史的な変化を生み出していくことだと思うんですね。

どうしても保存という概念に、どうしてもこっだけ沢山文化財があると、流れがちであるような、説明もそういう基調で説明されたと思うんですけども、それをベースとしながら、いかに良い歴史的な環境を生み出していくかというところが、もう少し意識されても良いのかなというのは、今皆さんの議論を聞いていて思いました。

ヒストリックアーバンランドスケープのドキュメントにも、変わるということを認めたわけですね。ユネスコのドキュメントの中で。それはすごく大きな変化であったと私は理解していて、今まで守れとしか言わなかったユネスコが変わるんだよと、だからそれをマネジメントしていくと、うまく変わることをマネジメントしていくツールを持つかということ、彼らも今ものすごく悩んでいるわけです。

ですから、景観を規制するのではなく、良い規範というという言葉がありました、ものを共有化していく、市民に理解してもらい、そういうプロセスとしてやっていかないと、しんどくなってしまうと思うんですね。そのあたりのことをもう少し、小さな町では言いませんが、堺といった大きな町でこういうことをしていくっていうのは、すごく難しい面がたくさんあるので、その辺りがもう少し見えると新しいというか、先進的なメッセージになっていくんじゃないかと思います。

宗田副会長

今のヨーロッパの議論の歴史、都市景観の歴史の中なんですが、これもウィリアム・ウェルズさんがおっしゃったこと。大きなシフトの中、文化財行政が民主化したんですね。ということは保存してしまったら忘れられる、そしたら次にお金が付かない。だから保存は危険。しまっちゃったらもうダメ。ということころがあるから、民主的になるんだ。

博物館の中にしまったらお金が付かない、忘れられちゃって。だからヨーロッパの文化財行政に携わっている人は、保存、守るということに対して、昔はそれだけで国家的権力でできたものが、市民の支持を得なかったら、文化財を守ることが出来ないんだということがわかったから、簡単に活用は出来ないけれど、どう市民生活、社会の中に潜在していくかというような戦略なんですよ。

だから、変わらなかったから生き残れないという強い固定観念があるんですよ。まだ日本では文化財保護課で言っちゃいますから、保護すれば良いという。そこが大きな違いなんだ。

日本では保存を恐れていない、保存は良いことなんだ、保存すれば良いんだというレベルにまだいますから、なかなか文化財の中ではその議論がむずかしいという、

田村委員

本当に期待通りの素晴らしい議論が展開され、ちょっとスイッチが入ってきましたんで発言したいなと思います。

発言の前には、やはりお礼を言わないかなあと考えておりますが、先生方ご指摘のように、

堺は長い歴史があり、非常に材料がたくさんあり、それをどうするんやと言っていたんですが、時間をかけていただき計画をつくっていただいて、ひとつずつきりして、その計画に基づいていける、そこまでをお作り頂いたことに、まずもってお礼を申し上げないといけないと思っております。

その上で、たくさんの論点があったんですが、論点について私の考えも多少ありますが、考えをいう前に一個だけ質問なんですが。宗田先生。

私自身もヨーロッパに行つて多少見てきましたが、今なお、どんどんやっているんですが、ドイツでちょっと見ましたけれども、ヨーロッパの都市が、基本的に城壁に囲まれた狭いところなんだろうが、戦災を受けてめちゃくちゃになった町を、多少は変わっているんですが、基本的に変わっていない形で復元していつてますよね。あれってものすごいお金かかっていると思うんですが、あれってどういう財源を使ってやっているのか。

それがどうしても謎だったんですが、おそらく先生知ってらっしゃるかと思うんですが、お金がどうしたのかなあと。

宗田副会長

日本と同じです。

公共事業は国が出す、民間事業は民間が出す。

田村委員

建物、住居がたくさんありますよね。煉瓦造りの。

宗田副会長

日本だったら必要な時に、鉄筋コンクリートのコルヴィジェ風の建物を戦後建てましたよね。そういう時に、彼らとしてはコルヴィジェ風にやってみよう、よし古い方にやってみようという選択があつてそっちを選んだだけです。

日本はみんなコルヴィジェ風が好きだったもんだから、インセンティブ、補助金を出さないと古い木造の建物にはしてくれなかったんですよ。

ヨーロッパの場合は、コルヴィジェ風に行くか、煉瓦で行くということに関して、割と単純な選択で、入母屋にするか数寄屋風にするかぐらいの選択でしかなかったわけですから。そこでどどつと民間のお金も流れてきたんですよ。これも日本人の誤解なんですが、ヨーロッパ人はみんなコルヴィジェ風の建物が好きだったと思つていたわけですよ。

ところがヨーロッパ人は、コルヴィジェは好きではなかったんですよ。嫌われているんです。だからアンドレマルローとコルヴィジェの論争というのがあるんですが、パリでは、フランスで活躍したル・コルヴィジェですが、フランスではあんまり作っていない。ずっとマルセイユとか、はずれの方のそれも郊外に行つて、ユニデダビタシオンで作っているということで。ところどころにそれがあるんです。

だからまず民間でも公共事業でもすでに 1960 年代、70 年代に、古い建物のデザインの建物を好むということがあつたということが、それがひとつ。

結局財源としては、財源に限つていうと、国の方も相当出しています。地方自治体であるか、

国であるかという質問でしたら、国が相当補助金を出すようになった。EUが出来てからEUの地域助成金も相当文化財部門に入っている。あるいは歴史的景観部門にも入っている。ということが、民間にさらにインセンティブを与えることになったということも事実ですが、基本的には一度計算しましたが、ローマでもフィレンツェでも民間投資の部門が非常に大きい。

今公共空間と申し上げた公共投資も決して少なくないですから、それを追っかけるように公共投資の部分で歩道、車道、道路間事業に出てくるお金にあてたらかなり良くなってくる、緑もかなり結構お金がかかっている、ただ植えっぱなしというわけにはいきませんから、その時に結局規範のもとに、そのお金を使い出したらみるみるよくなるようになってきた、水辺もそうですね。結局、投資をうまく調整するということだと思います。

小浦委員

事実はその通りだと思うんだけど。たぶん問題は、震災の時に、あの時点で、大阪の船場にあった木造二階建ての町家が並んでいたわけなんですよね。ただこれでは近代の都市機能に対して町家ではカバーしきれない。そういった事情が日本の場合にはあって、町家に代わる都市住宅というものを建築として果たせなかったという経緯があると私は思っているんですよね。

ですから、言ってもヨーロッパは、ローマの時から5階建て、6階建てに住んでいるわけですから、やっぱり6階位あると、今の近代化の中でも都市機能は十分カバーできるんですよ。

でも、木造2階建てではちょっと厳しい。だからそういった色んな新しい都市機能を入れていく時に、結局町家に代わる都市住宅、都市建築というもの、あるいは都市の形というものを作り得なかったというので、結果的に、その時あったコルヴィジェ風というか、四角い箱がはいってきた。というのは、ある種、歴史的な必然とまでは言いませんけれど、建築が出来なかったことの一つだと思うんですよね。そこを嘆いても仕方がなくて、今もしそこを変わるといったのは、今変わっていく中で超高層を作るのか、そうではなくて、新しい建築を作っていくことによって、町家に代わる基盤を持ちながら、基盤は残っているわけですから、堺の場合は。そういった外部構造の中で、都市空間を作れるのかということが、良い変わり方であって、そこを今どんだけ考えれることなのかなと常々私は思っております。

宗田副会長

こういうことが話せる時代になったんですね。

小浦委員

なったねえ。

宗田副会長

百舌鳥古市を始めた8年前には、まだ高層ビルが市役所が建ったばかりだし、堺東のマンションもあったし、なかなかこの話は通じなかった。

こういう堂々と委員会で議論が出来る、素晴らしい時代になった。

増田副会長

で、ご意見の方は、

田村委員

沢山実は論点があったんで、言うてると、どうなるのかなあと。若干抽象的になりますが、さっき言いました通り、計画を作っていただいて本当にありがたいと思っております。

今、私たちの姿勢は、先ほど何度もお話が出てきましたように、歴史を大事にして、結局はシビックプライドを育てたいというのが、行政の非常に大きい目標の一つになっているのというのがひとつ。

それからもうひとつは、色んな先生方のご指導もあり、一生懸命、市役所の色んなセクションが頑張ってきたこともあって、今非常に、色んな事が前を向いて、ちょっとずつ動いてきてまして、先日利晶の杜もオープンできましたし、これも先生方のお力によって近々世界文化遺産登録も今年度、非常に大きな進展がありことを私は確信していますし、その他いろんな良い状況が出てきていますし、おかげさまで観光客と言いますか、来訪者もじりじりと増えてきております。この増えてきた観光客、来訪者を堺に来た時に、がっかりさせたらいかんなあと、なんやこんなやったんかいと、言われるのは非常につらいわけで、かえって逆効果になりますので、そういうことにならないように引き続き、大きい事業をバンバンやっていくわけではないんですが、実行していくこと、出来ることから実行していくこと、それがまずは大事ななあと思っております。ですから本年度以降、とにかく実行あるのみ、ハードでもソフトでも実行あるのみやなあと思っております。まあ、個別に言うといろいろ意見がありますが、抽象的にいうとこういうことです。

増田会長

ありがとうございます。荒井委員はいかがでしょう。

荒井委員

先ほど宗田先生がおっしゃいました3点の中の最後の、担い手づくりというところで、非常に私共でも悩んでおるところでございまして。

文化財行政の中でも、徐々に保存から活用の方へという流れがあって、変えよう変えようとしてあって、まだまだ中々そこまできかないというところが正直なところでして。

ひとつ、この事業をやっている中で、茶の湯体験ですとかマイスター制度への派遣とかやっているとありますが、そこでの小学校、中学校で行かれた中で、子どもたちの反応がどんな感じであったかお聞きしたい。

私共悩んでおりますのは、古墳であったり、発掘現場であったり、弥生の文化であったり、小学校の6年の社会科の教科書の一番最初に出てくるあたりでの、体験事業とか、博物館へ連れていくと、そこで、授業とマッチングしてある程度理解されるんですが、それだけでございまして、あとのステージというものに文化財が入ってこない。特に高校時代というのが、ブラックボックス、すぼっと抜け落ちた段階でございまして、非常に教育課程、皆さんお忙しんで、生の文化財に触れる時間を入る余裕がないというのが正直なところでして。

そういうところに、何らかの形で、1時間でも2時間でも良いから、生の文化財に触れる体

験を入れていけないかなと。

小学校、中学校と同じような感じにはいかないのですが、例えば、このような貴重な歴史遺産、建物であったり、文化財に自分たちの町にそういうのがあったんだ、見るだけでも刺激的な体験ではないかなと。特に高校の場合は、1クラス、1学年全部連れていくのではなくて、かなりピンポイントで興味を持ったグループを連れていく問うことの方が感度がいいというか、反応が如実に帰ってくるということでして、ピンポイントで絞った形で、高校生たちに文化財の活用というのを何か事業として展開できないかというのが、来年度のテーマの一つと考えているんですけれども、そういう面も含めまして、堺市さんの中で、何か考えがありましたらお教えいただければ。

増田会長

はい、いかがでしょうか。茶の湯をやって、小学生から感想文やとか、絵日記とかそういうものをされているのか、いかがでしょうか。

事務局

茶の湯で感想というのは直接聞いたことは無いんですけれども、堺の場合、全小学校で茶の湯体験というのはするようになっておりますので、他都市にはない体験、子どものときの体験ではなかろうかと考えているところでございます。

今、荒井委員からお話のありました、大きな生徒さんというか高校生ぐらいになってくるとなかなか学校単位で動くのは難しいかなというお話も出ましたけれども、文化財課の方で所管しております町家歴史館山口家住宅や清学院ですけれども、中学生も、高校生も時々ですけれども、堺の歴史を知ろうということで、小グループに分かれて、見学というか、生の施設、生の文化財を感じていただける機会等もございます。

博物館等でも歴史に触れるあう機会というんでしょうか、そういったものにもたくさん生徒さんがお越しになっていると聞いておりますので、学校等によってはお手紙をいただいたりしておりますので、行うほうも、上手に受け止めながら進めていくというのが励みにもなるところでもありますので、これからも取り組んでいきたいと思っております。

また利晶もオープンいたしますので、子どもさんたちにも茶の湯を体験できるというような機会も増えてくると思っておりますので、そういったことでも堺ならではの学校教育の取り組みも必要ではなかろうかなと思っております。

増田会長

たぶん私なんかの専門である里山管理とか環境なんかも、小学校は良いですよ。中高が抜けちゃうんですよ。また大学になると、ある種、指向性が出てくるんですけれど。中高のあたりをどう継続してもらうのか、ひょっとしたら、荒井委員がおっしゃったように、クラブ活動的な意味やとか、あるいは利晶の杜が出来たらそのファンクラブへの登録とかは、中高であれば個人レベルで活動できるわけですから、なんかそんなチャンネルを持たないと、なかなか講義とか授業というレベルでは中高抜けてしまうんですよ。そのあたり一つ考えていくというのは、大きな意味を持っていて、中高までいくと結構継続するんですよ。小学校と違

って。そのあたりの対応は、小学校と中高の対応は違うのかなあと。特に受験期に入ってくる
と、その辺のあたりがだいぶ違うので、新たな展開論というのが中高にはいるのかなあとという
気がします。

宗田副会長

とても大事なご指摘で、京都でも 2020 年のオリンピック、パラリンピックに向けた国の文
化政策があるものですから、文化芸術振興計画の見直しという委員も今年度やったんですが。
その中で関連することをお知らせすると、お茶とか伝統芸能とかいろいろありますが、それは
学校で教えることなのか、それとも家庭で教えることか、という話になって、町家で体験、お
花とかお茶とかやるんだけれど、あるいは狂言を見に行く、お能を見に行くというんだけど
も、学校で連れて行った観世能楽堂は全然楽しくなかったけれども、おばあちゃんに連れて行
ってもらった、あの 1 回行った観世能楽堂は忘れられないという子がいるんですよ。だから
まず、家庭でそういうチャンスが発生するように、おじいちゃんおばあちゃんと暮らしている
家庭もものすごく少ない。でもちょっとおばあちゃんがこのお茶やっているから来ないといっ
てお母さんに頼んで連れてきてもらって、かっこいいところを見せてあげるかという体験もあ
るんでしょう。

それから、祇園祭はコミュニティスクールのモデル校になっていた御所南小学校、高倉小学
校がずっとやっていたんですが、地域のおじいちゃんはその小学校 4 年生の面倒をみてる
わけなんです。それも先生がもちろん引率はしているんですが、5 人ぐらいのグループで鉾
町に出してましてね。すると子供たちがレポートを書く時に、世話役の 80 歳ぐらいのおじ
いちゃんに「おじいちゃん祇園祭やっていて楽しい？」と聞くんですよ。おじいちゃんも困っ
ちゃって、「そうだなあ、楽しいかなあ」と答えるわけです。するとすかさず、突込みが入って、
「何で楽しいん？」と聞くんですよ。するとおじいちゃんも困ってしまって「まあ、ようわか
らんが、あんたぐらいの小さいころからずっとやるとるから、この年になっても、何か祇園
祭が楽しいように感じる。」みたいなことを。とすると 4 年生の子が「僕もその年になったら、
楽しいと思うかな。」するとおじいちゃんがすかさず「そうってくれるとうれしいな。」と言
って、担い手が出来るんですよ、教えてないんですよ。それって。おじいちゃんと子供の間の
素朴な会話がそこらじゅうで出てくるという、これが伝承かと。それを教えようと思ったこと
が間違っていると。だから好きとか嫌いとか、気持ちいいとかということは、継承ということ
をどう真面目に考えたらいいか。

文化政策に戻ると、そもそもエスタブリッシュしたお茶とかお花とかにお金を払って習いに
行くこと自体が。それから 60 年代、70 年代に勤労運動の中で、文化をやるという。大阪府の
場合は、そのふたつにがっちりどと既得権があったんで、それを壊さなきゃいかんというのがあ
ったんですが、それが完全に両方とも古くなっているわけです。

で、今の高校生をつかまえて、みんなでフォークダンス踊りますか、みんなでハイキング行
きますかとか、そんなことするわけがない。完全に個別化している。

だから里山であろうが、郷土史であろうが、みんな来るなんていうのはおかしいわけで、た
だオタクの集まりなんです。そのうちクラスで 1 人か 2 人が里山ファンとか、その半分くら
いが文化財ファンといってくれたら、その子をもって大事にする。

で、そういう子たちに、声をかけて来易い環境を作ってあげることが大切で、オーダーマイメの文化政策にしていかないと、なかなか出来ないという時代になっているわけです。ですから年配の方、みんなでハイキングに行った年代の人が、今、ボランティアガイドをやっていますから、みんなでやるという、それが絶対通じなくなるということをご理解なった方が良いでしょう。

増田会長

ありがとうございます。

小浦委員

市民力、市民の育成、市民のどういう風にも人づくりをしていくかという話題があったかと思うんですけども。

さっき都市建築、環濠の中の話をしたんですけども、百舌鳥古墳群のあたりは、もともと郊外というか、もともと都市があったところではないんですよね。そこに住宅地が張り付いているわけで、お掃除も大事なんだけれど、それ以上に住んでいる人が自分のお庭をきれいに緑ですとかね、つまり、そのかつてのそういう環境であったように、住むということの楽しさを体得してもらうことを、お掃除ボランティアを通じて、それぞれのおうちのお庭をきれいにしましょうということで、随分緑の環境というものが維持できて、それが百舌鳥古墳群の周辺環境の改善というか、保全だと私は思うわけなんです。

だから、そこをちゃんとうまく伝えていくということが、市民につたえていくということが、市民の力を作っていく、人づくりになって、生活と密着している部分というのにもたくさんあるんですよね。あまり対象化して文化財とかするのも施策として大事なんだけれど、もう一回引き戻していく方法として、百舌鳥なんかそういうところで、共感してもらえれば、随分変わっていくんじゃないかなという気はずっとしていたんですね。

田村委員

百舌鳥の場合は、元々風致地区を打ってしまっていてね、そこそこ良好な住宅地があった。風致地区はあそこだけかな。堺市では。

事務局

浜寺と。

田村委員

浜寺と百舌鳥だけ。世界遺産の話が出る大分前から、風致地区でやってきましたんで、今、先生がおっしゃった方向をさらに推し進めていけばいいんだろうと思うんですよね。

今回は屋外広告物の規制までいたしますし。

小浦委員

事業系は補助で動くと思うんですけども。個人のお庭であったり、メンテナンスの問題っ

て大きいんですよ。

作る行為というのは補助出したりであったりするんですが、メンテナンスをどうしていくか、環境をどう維持していくかというのは、意外と公共的には難しいと思う、お金で動かしたり制度で動かしたりするのは。だから逆にもう少し日常的な文化の意味というか、中で知ってもらおう活動をしていかないと、作ることは何とかなるとしても、維持するところで。

田村委員

意識でということ。

小浦委員

そうですね。風致はある種の規制で、もちろん緑は担保できるんですが、緑をどう維持していくかということであったりとか。あるいは最低敷地規模規制を入れてるんですか。

増田会長

入れてないですね。

小浦委員

そうすると動く時にどうしても分割されると緑は減っていくんですよ。同じパーセントでも意味が変わっていくので、そういう意味で、いかに生活を豊かにしていくことかということが、百舌鳥周辺にとっては大事な事かなとそれを少し。

それを規制と補助というのは、作る時しかきかないので、持続的な部分というのは、これから少し工夫を、プログラムを工夫していくことが、この歴まちで何かできれば、すごく大きなことかなあと思います。

田村委員

分割規制はどうなっているの

事務局

開発の基準で、そんなに大きな。

増田会長

最低敷地規模が決まっている。

事務局

開発というレベルでは。

宗田副会長

私も大賛成なんです。広告物もとても良いことなんです。広告物と緑地もそうですが、建物もそうなんですけれど、良いところは規制とか、積極的に緑地の整備とかにうまくのって

くれるんですが。

橋爪さんおっしゃっていたように、空家問題。あるいはみんな良い住宅地なんですけど、おばあちゃんひとりでいるとごみ屋敷になっちゃう。だから草ぼうぼうの、植木も全然、剪定していない。広告物もおんなじように、京都も非常に苦労したのは、零細事業者のおばあちゃんひとりでたばこ屋やっているところに行って、デカデカと出ているマイルドセブンという、もうなくなった銘柄の看板をどう取らせるかといった時に、ばあちゃん金ないよという話になって、もちろん融資してあげるってたって嫌だし、おばあちゃんその者に書類持っていっても、理解してくれないとか、お孫さん呼んできてとか、そういう事件が、そういうのがいっぱいごみのような看板が沢山に残っていった。その処置に困ってしまった。出すときはみんなあれなんですけど、年取ってもう 80 越えて、そういう問題もある。おそらくお庭もそうなんです。空家もそう。みんな一緒にその辺のところをきれいにしないと、都市は美化できないということが経験で分かったんですが、よろしく願いいたします。

田村委員

京都のそればどうされたんですか。結局。ものすごいきれいになっていますよね。

宗田副会長

都心はね。だけれどその周辺はまだ残っている。まだ 13.14%位は残ってある。ごみ看板と呼んでいますけれどもね。

田村委員

ごみ看板、ごみ屋敷でごみ看板。なるほど。

宗田副会長

ごみのお庭みたいなものもいっぱいある。

小浦委員

フレームは残っているしね。フレームは工作物で看板では取れないんでね。

田村委員

フレームはね。

小浦委員

すごく大変なんですよ。

増田会長

ありがとうございます。

景観審議会の方、あるいは都計審の方なんかでも、百舌鳥古墳群の住宅地景観を古墳景観とどう一体的に連携させて、一体化させていくのかみたいな議論が出てましたので、基本的には、

私なんか毎日ニサンザイ古墳を府大側の区画整理のところから見ていると、通り景観というのはごっつい大事なんですね。通りの要するに、垣、柵、意匠を、正面に見えてくるニサンザイ古墳のグリーンとどう調和するのかみたいなことが大事で、通り景観的な意識を、皆が住んでいる人たちが持っていただけると、庭木やとか、生垣やとか、垣、柵、意匠あたりが、かなり変わってきていて。トータルとして非常に気持ちのいい住宅地に転換していけるんだろうと思うんですね。そんなことはぜひとも。

小浦委員

住宅地というのは、垣、柵、生垣、庭木、すごく大事ですよ。それって景観地区では出来ないわけですよ。都市計画で、建築物なので。そういうところを含めて、何がバッファを守っていく上で、重要かということも良く検討して有効な手段を組立ていくということの方がよい。もちろん 開発条例を作って認定するというのも有りですけど、その辺、何が一番有効かということを議論された方がよいと思います。

増田会長

ありがとうございました。

大体予定していた時間がきましたけれど、よろしいでしょうか。

たぶん、いろんな意味で良い話がたくさんあって、たぶんこの歴史的風致維持向上計画ですから維持計画ではないんで、維持向上計画いうのですから。凍結型の保護というところから、マネジメントしながら良くしていくというような、我々の分野でいうと、保護から保全へという時代が、たぶん 20 年ぐらい前にあったんですね。

それまではどちらからという、開発圧に対して緑をどう守るかという保護論が主流やったんですが、保護しても凍結型にしていくと劣化していくと。だから多様なチャンネルをもって関わりあいのしくみをどう作っていくかによって向上させていくという保全論へ代わっていったんですが、今日、まさにそんな議論がたくさん出てきて、保護論から保全論へどう展開できるかということ意識しながら展開して行って欲しいし、凍結型保護ではなくて、我々の分野でバイオミクリーという生物から何を学んでそれを最先端技術に展開していくかみたいな、そういう歴史から何を読み取るかということで次の時代への、何を読み取って具現化するかというようなあたりですね、どないして展開していくかという非常に貴重な意見をたくさんいただきましたので、これをきっかけに 27 年度の展開の中でも反映していただければと思います。どうもありがとうございました。

だいたいよろしいでしょうか。

それでは私のお預かりしました議題は、大体終わったかと思しますので、どうもありがとうございました。事務局の方へお返ししたいと思います。

事務局

本日は活発な意見交換、また、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。これにて本日の協議会を終了いたします。